

○奈良県警察職員の部外者等との交際に関する訓令

(平成13年7月31日本部訓令第12号)

(目的)

第1条 この訓令は、奈良県警察に勤務する職員(以下「職員」という。)の部外者及び利害関係者(以下「部外者等」という。)との交際に関し、必要な事項を定めることにより、その交際を節度あるものとし、もって警察に対する県民の信頼の確保に資することを目的とする。

(職員の心構え)

第2条 職員は、次に掲げる事項を基本として、警察職員としての誇りを持ち、かつ、その使命を自覚し、県民から、疑惑や不信を招くことのないように部外者等と節度ある交際をしなければならない。

(1) 職員は、県民全体の奉仕者であることを自覚し、常に公正な職務の執行に当たらなければならない。

(2) 職員は、常に公私の別を明らかにし、その職務や地位を私的な利益のために用いてはならない。

(3) 職員は、勤務時間外においても、自らの言動が警察に対する信頼に影響を及ぼすことを認識しなければならない。

(部外者)

第3条 この訓令において、「部外者」とは、現に職員としての身分を有する者及び利害関係者以外の者(職員の親族(配偶者、4親等内の血族及び3親等内の姻族をいう。以下同じ。)を除く。)をいう。

(利害関係者)

第4条 この訓令において「利害関係者」とは、職員が職務として携わる次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。ただし、職員の職務との利害関係が潜在的なものにとどまる者又は職員の裁量の余地が少ない職務に係る者を除く。

(1) 行政手続法(平成5年法律第88号)第2条第3号に規定する許認可等をする事務
当該許認可等を受けて事業を行っている事業者等(国家公務員倫理法(平成11年法律第129号)第2条第5項に規定する事業者等及び同条第6項の規定により事業者等とみなされる者をいう。以下同じ。)、当該許認可等の申請をしている事業者等又は個人(同条第6項の規定により事業者等とみなされる者を除く。以下「特定個人」という。)並びに当該許認可等の申請をしようとしていることが明らかである事業者等又は特定個人

- (2) 補助金等（奈良県補助金等の交付等に関する規則（平成8年6月奈良県規則第8号）第2条第1号に規定する補助金等をいう。）を交付する事務 当該補助金等の交付を受けて当該交付の対象となる事務又は事業を行っている事業者等、当該補助金の申請をしている事業者等及び当該補助金の交付の申請をしようとしていることが明らかである事業者等又は特定個人
- (3) 立入検査又は監査（法令（条例及び規則を含む。）の規定に基づき行われるものに限る。以下「検査等」という。）をする事務 当該検査等を受ける事業者等又は特定個人
- (4) 行政手続法第2条第4号に基づく不利益処分をする事務 当該不利益処分をしようとする場合における当該不利益処分の名あて人となるべき事業者等又は特定個人
- (5) 行政手続法第2条第6号に基づく行政指導をする事務 当該行政指導により現に一定の作為又は不作為を求められている事業者等又は特定個人
- (6) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項に規定する契約に関する事務 当該契約を締結している事業者等及び特定個人、当該契約の申込みをしている事業者等及び特定個人並びに当該契約の申込みをしようとしていることが明らかである事業者等又は特定個人
- (7) 犯罪の捜査に関する事務 当該犯罪の被疑者、被告人（被疑者、被告人の親族を含む。）又はその弁護士若しくは代理人
- 2 他の職員の利害関係者が、職員をしてその職に基づく影響力を当該他の職員に行使させることにより自己の利益を図るため、その職員と接触していることが明らかな場合においては、当該他の職員の利害関係者は、その職員の利害関係者であるものとみなす。
- 3 所属長以上の職にある者は、他の職員が職務として携わる第1項各号に掲げる事務にも従事しているものとみなす。

（倫理監督官等）

第5条 職員の部外者等との節度ある交際を図るため、倫理監督官、副倫理監督官及び倫理指導官（以下「倫理監督官等」という。）を置く。

- 2 倫理監督官には警察本部長を、副倫理監督官には各部長を、倫理指導官には各所属長をもって充てる。

（倫理監督官等の責務）

第6条 倫理監督官は、職員の部外者等との節度ある交際について、職員に対しこの訓令に定める事項を遵守させ、その交際が県民の疑惑と不信を招くことのないように必要な指導及び助言を行うとともに、第11条に規定する申請について許可を行うものと

する。

2 副倫理監督官及び倫理指導官は、自己が掌理する事務を行う職員に対し、次に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 職員と部外者等との交際に関し、その実態の把握に努めるとともに、その交際が県民の疑惑や不信を招くことのないように必要な指導及び助言を行うこと。
- (2) 職員から部外者等との交際に関する相談に応じ、必要な指導及び助言を行うこと。
- (3) 職員の部外者等との節度ある交際についての意識のかん養に努めること。
- (4) その他この訓令の目的を達成するため、必要な措置を講ずること。

(部外者との禁止行為)

第7条 職員は、部外者との関係において、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

ただし、第1号及び第2号の規定について、倫理監督官の許可を得た場合は、この限りではない。

- (1) 部外者から金銭(せん別を含む。)、物品又は不動産の贈与を受けること。ただし、結婚式等における祝儀、香典又は供花その他これらに類するものであって、社会通念上儀礼の範囲内として贈与を受ける場合及び宣伝用物品又は記念品であって広く一般に配布するためのものの贈与を受ける場合を除く。
- (2) 部外者から無償で金銭、物品又は不動産の貸付けを受けること。
- (3) 部外者から供応接待を繰り返し受ける等通常一般の社交の程度を超えて財産上の利益の供与を受けること。
- (4) 自己が行った飲食の支払い、物品若しくは不動産の購入若しくは借受け又は役務の提供の対価をその場に居ない部外者に支払わせること。
- (5) 県民から、職務の公正を疑われるような方法で部外者と交際すること。

2 前項の規定の適用については、職員が、部外者から、物品若しくは不動産を購入した場合、物品若しくは不動産の貸付けを受けた場合又は役務の提供を受けた場合において、それらの対価がそれらの行為が行われたときにおける時価よりも著しく低いときは、当該職員は、部外者から、当該対価と当該時価との差額に相当する額の金銭の贈与を受けたものとみなす。

3 第1項の規定は、職員が職務として行う場合で、副倫理監督官又は倫理指導官が必要と認めたときは、適用しない。

(利害関係者との禁止行為)

第8条 職員は、利害関係者との関係において、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、第1号から第6号までの規定について、倫理監督官の許可を得た場合は、この限りでない。

- (1) 利害関係者から、金銭、物品又は不動産の贈与（せん別、祝儀、香典又は供花その他これらに類するものとしてされるものを含む。）を受けること。ただし、宣伝用物品又は記念品であって広く一般に配布するためのものの贈与を受ける場合を除く。
- (2) 利害関係者と共に飲食（利害関係者から飲食物の提供を受ける場合及びその場にはない利害関係者に支払わせることを含む。以下同じ。）をすること。ただし、利害関係者から茶菓の提供を受けること又は職務として出席した会議等において、利害関係者と共に簡素な飲食をすることを除く。
- (3) 利害関係者と共にゴルフ、遊技又は旅行をすること。
- (4) 利害関係者から金銭の貸付け（業として行われる金銭の貸付けにあつては、無利子のもの又は利子の利率が著しく低いものに限る。）を受けること。
- (5) 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で物品又は不動産の貸付けを受けること。
- (6) 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で役務の提供を受けること。
- (7) 利害関係者から未公開株式（証券取引法（昭和23年法律第25号）第2条第11項に規定する証券取引所に上場されておらず、かつ、同法第75条第1項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式をいう。）を譲り受けること。
- (8) 利害関係者から供応接待を受けること。

2 前条第2項の規定は、前項各号に掲げる利害関係者との行為について準用する。この場合において、同条第2項中「部外者」とあるのは、「利害関係者」と読み替えるものとする。

3 第1項本文の規定（同項第7号に掲げる行為を除く。）は、職員が職務として行う場合で、副倫理監督官又は倫理指導官が必要と認めたときは、適用しない。

（職務の公正を疑われるような人物との交際の禁止）

第9条 職員は、職務の公正を疑われるような人物と交際してはならない。ただし、職務として行う場合で副倫理監督官又は倫理指導官が必要と認めたときは、この限りでない。

（倫理監督官等への相談）

第10条 職員は、部外者等との交際に当たり、この訓令に定める事項に関して判断が困難である場合は、倫理監督官等に相談するものとする。

2 相談を行うに当たっては、原則として所属長以上の職にある者は、当該職員の事務を掌理する副倫理監督官（以下「担当副倫理監督官」という。）に、その他の職員は、所属の倫理指導官（以下「担当倫理指導官」という。）に相談するものとする。この

場合において、警察学校長及び各警察署長は、警務部長に相談するものとする。

（部外者等との禁止行為に係る許可申請）

第11条 職員は、第7条第1項ただし書及び第8条第1項ただし書の規定により、倫理監督官の許可を受けようとするときは、第7条第1項第1号若しくは第2号又は第8条第1項第1号若しくは第4号から第6号までに掲げる行為については、部外者等からの贈与等に関する許可申請書（別記様式第1号）に、第8条第1項第2号又は第3号に掲げる行為については、利害関係者との飲食等に関する許可申請書（別記様式第2号）に必要事項を記載し、担当副倫理監督官又は担当倫理指導官（以下「担当副倫理監督官等」という。）に申請を行うものとする。

2 前項の規定により申請を受けた担当副倫理監督官等は、当該職員に対して、申請内容の確認を行うとともに、申請書に意見を記載し倫理監督官に提出するものとする。

3 前項に定める許可の申請を受けた倫理監督官は、当該申請に係る行為の許可又は不許可の別及び理由等を申請書の処理結果欄に記載するとともに、担当副倫理監督官等を通じて当該職員に通知するものとする。

（職員が訓令に違反した場合の措置）

第12条 職員がこの訓令に定める事項に違反した疑いがある場合は、担当副倫理監督官等は、その事実関係の調査を行い、その結果を倫理監督官に報告するものとする。

附 則

この訓令は、平成13年7月31日から施行する。

（別記様式省略）